

令和2年度  
第6回八幡平市農業委員会総会  
議 事 録

令和2年9月25日開催

八 幡 平 市 農 業 委 員 会

令和2年度第6回八幡平市農業委員会総会議事録

告示年月日	令和2年9月17日					
告示事件	別紙告示写しのとおり					
招集年月日	令和2年9月25日					
招集場所	八幡平市役所ホール棟大ホール					
開閉会日時 及び宣言	開会	令和2年9月25日 13時30分			議長	山本 範夫
	閉会	令和2年9月25日 14時10分			議長	山本 範夫
応招（不応招） 委員及び出席 並びに欠席委員  出席 17名 欠席 1名  凡例 ○ 出席 ▲ 欠席 △ 遅延 ● 退席 × 不応招	議席 番号	委員氏名	出欠席	議席 番号	委員氏名	出欠席
	1	三浦 美恵子	○	11	藤村 勇三	○
	2	日戸 重雄	○	12	立柳 優	○
	3	小山田 和義	○	13	高橋 由則	○
	4	高橋 正志	○	14	古川 美枝子	○
	5	國司 功	○	15	藤原 純子	○
	6	大森 直子	○	16	松村 勝彦	○
	7	熊澤 威人	○	17	竹田 和夫	○
	8			18	石羽根 正志	○
	9	菊田 健生	○	19	山本 範夫	○
10	中村 一彦	▲				

議事録署名委員	議席番号 17番	竹田和夫	議席番号 18番	石羽根正志
八幡平市農業委員会会議 規則第14条第1項の規定により説明のため出席 した者の職・氏名	職名	氏名		
	事務局長	遠藤竹弥		
	事務局長補佐 兼農業振興係長	立花浩		
	農地調整係長	佐々木和查		
	農地調整係主事	古川裕太		
	農地調整係主事	高橋彩斗		
議事次第	別紙のとおり			
附議事件	別紙、議事次第に同じ			
会議の経過	別紙のとおり			

## 1 開会（13時30分）

事務局（遠藤事務局長）

それでは、ご起立願います。それでは、相互に礼をお願いいたします。「礼」

（礼）

（全員着席）

本日の委員の欠席となった委員の報告をします。総会資料の2ページをお開き願います。議員番号10番中村一彦委員が所要のため欠席です。間に合えば出席かもしれませんが、今のところ欠席です。

本日の総会は八幡平市農業委員会会議規則第8条第1項により、会長が議長となります。

会長、それでは進行よろしくお願いいたします。

議長（山本会長）

ただ今から、令和2年度第6回八幡平市農業委員会総会を開会いたします。

ただ今の出席委員数は、18名中17名であります。定足数に達しておりますので、会議は成り立ちます。

## 2 議事録署名人の選任

議長（山本会長）

次に議事録署名人の選任についてお諮りします。

会議規則第31条第2項の規定による議事録署名人の選任については、当職から指名して選任することにしたいと思っております。ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（山本会長）

異議なしと認めます。よって議事録署名人には、17番 竹田和夫 委員、18番 石羽根正志 委員を指名します。

## 3 会期の決定

議長（山本会長）

次に、本総会の会期についてお諮りいたします。

本総会の会期は令和2年9月25日、1日間とすることにしたいと思っております。ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（山本会長）

異議なしと認めます。よって、本総会の会期は、令和2年9月25日の1日間とすることに決定いたしました。

#### 4 報告

議長（山本会長）

次に、事務局から第6回運営委員会報告を行います。

事務局（立花事務局長補佐）

それでは、第6回運営委員会報告を致します。総会資料の3ページをお開き下さい。

次第のとおり2項目の報告及び連絡、並びに4項目の協議を行いました。

始めに3報告・連絡となります。概要説明を致します。

次のページの左上、3報告・連絡事項となります。

1項目め。令和2年9月以降の主な会議 行事 等日程についてとなります。内容について事務局から説明を行いました。2項目め。令和2年度岩手県農業委員会大会の中止についてとなります。内容について事務局から説明を行いました。当初は、11/11（水）に例年どおり開催をすることとしておりましたが、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から中止となったものです。内容については、改めて本日の農業委員会議の報告・連絡事項で事務局より報告を行う事としております。

続きまして、4協議事項となります。協議内容の概要説明を致します。

協議事項1項目め。次回運営委員会の開催時間等についてとなります。協議を行った結果、10月9日（金）午前9時00分に決定となりました。

2項目め。令和2年度第6回総会についてとなります。本日の第6回総会の運営について協議を行い午後1時30分からの開催と決定され、農業委員の皆様にご通知をいたしたところです。3項目め。農業委員会組織による「令和2年7月豪雨災害義援金」についてとなります。内容について協議を行ったところ、6ページの中ごろに記載したとおり、農業委員会として義援金を贈ることが決定され、農業委員及び推進委員の皆様にご案内をいたしたところです。義援金の趣旨に賛同される方のご協力をお願いします。4項目め。先進地視察研修についてとなります。農業委員及び推進委員の皆様を対象にしたアンケートの集計結果を参考に、実施の方向性について協議を行い、9ページの下側に記載したとおり令和2年度先進地視察研修は行わないことが決定されましたが、改めて本日の農業委員会議の報告・連絡事項で事務局より報告を行う事としております。また、推進委員の皆様には、本日の総会資料と併せ郵送により、この件に関する周知を図る事としております。関係する質疑内容と回答内容も記載しておりますのでご確認ください。

続きまして、9ページの下側及び次のページ、5情報提供等となります。事務局からの情報提供等は無く、山本会長から1件の提案が出されました。本日の農業委員会議の情報提供等で提案に関する協議を行う事としております。

そのほかの内容については後ほどご一読をお願いします。

以上、令和2年度第5回運営委員会において協議決定をしたので、運営委員会規程第8条に基づき報告します。令和2年8月25日 運営委員長 会長 山本範夫、以上となります。

議長（山本会長）

ただ今の「第6回運営委員会会議報告」につきまして、何かお聞きしたい事がありましたら、ご発言をお願いします。ご質問ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（山本会長）

無いようですので、次に進みます。次に、農地法等に関する業務報告を行います。事務局。

事務局（佐々木和査係長）

それでは、総会資料の12ページをご覧ください。

令和2年8月25日から令和2年9月24日までの業務報告をさせていただきます。

かた括弧1番からかた括弧7番までは各種処理を行った件数になっておりますので、のちほどお目通しいただければと思います。

次に、かた括弧8番の総会案件に係る現地調査でございます。

現地調査の調査日は9月14日の月曜日でございます、9件の現地調査を行いました。

当日の調査委員は3番委員 小山田和義 委員、7番委員 熊澤威人 委員、9番委員 菊田健生 委員、10番委員 中村一彦 委員の4名でございます。

また、事務局からは古川主事と私の2名が随行しております。

のちほど議題とされます現地調査の参加人員、日時等の報告につきましては、ただ今の報告をもって割愛させていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

それでは、業務報告は以上となります。

議長（山本会長）

報告が終わりました。何かお聞きしたい事がありましたら、発言をお願いします。

（「なし」の声あり）

議長（山本会長）

無いようですので、次に進みます。

議案の審議に先立ちまして、会議の進め方について、ご協力をお願いします。ご質問のある方は挙手の上、議長の許可を得てから議席番号・氏名を申し述べて質問をするようお願いいたします。また、個人を特定できるような発言はしないように、ご協力をお願いします。

## 5 議事

議長（山本会長）

本総会の採決の方法は、八幡平市農業委員会会議規則第25条第1項を適用し、起立によるものとします。

それでは直ちに議案の審議を行います。

○議案第1号『農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する可否の決定について』

議長（山本会長）

議案第1号『農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する可否の決定について』を議題といたします。事務局より提案理由及び内容の説明を求めます。

事務局（高橋主事）

(提案理由朗読後、内容説明)

議案の2ページをご覧ください。今月の申請は3件となっております。

申請番号1、松木田127-1、田、1,788㎡です。売買による所有権の移転です。申請地は今まで譲受人が水稻を作付していた農地です。権利取得後も同様に作付予定とのことです。

申請番号2、山口60、畑、3,741㎡を含む2筆5,289㎡です。売買による所有権の移転です。申請地は今まで譲受人がそばを作付していた農地です。権利取得後も同様に作付予定とのことです。

申請番号3、野駄第18地割83、田、339㎡を含む10筆2,692㎡です。贈与による所有権の移転です。申請地は今まで譲渡人が自己保全管理していた農地です。権利取得後は水稻とそばを作付予定とのことです。

申請地の明細については3ページの申請筆別明細をご覧ください。併せて、関係資料の1ページに審査項目の一覧表を掲載しておりますので、ご確認願います。

各申請とも農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（山本会長）

以上で説明が終わりました。次に、現地調査結果の報告を議席番号9番 菊田健生 委員にお願いいたします。

9番（菊田委員）

9番 菊田健生です。

申請番号1番ですが、位置はJR小屋の畑駅から南西に約900mの地点です。売買による所有権の移転です。申請地はこれまで、譲受人が水稻を作付していた農地です。権利取得後も、同様に作付予定とのことです。

申請番号2番ですが、位置は、安代I.Cから北東へ約2.5kmの地点です。売買による所有権の移転です。申請地はこれまで、譲受人がそばを作付していた農地です。権利取得後も、同様に作付予定とのことです。

申請番号3番ですが、位置は、松野小学校から南へ約600mの地点です。贈与による所有権の移転です。申請地はこれまで、譲渡人が自己保全管理をしていた農地です。権利取得後は、水稻とそばを作付予定とのことです。

いずれの農地も周辺農地と同様の作物・栽培方法で行うことから、農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生じるおそれがないとして、「許可相当」と判断してまいりました。

以上です。

議長（山本会長）

以上で、現地調査結果の説明が終わりました。これより、議案第1号の質疑・討論を行います。質疑・討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

議長（山本会長）

「なし」と認め、質疑・討論を終わります。これより、議案第1号を採決いたします。この案件について、『可』と決定することに賛成の方は、起立願います。

(全員起立)

議長 (山本会長)

起立全員です。着席願います。

(全員着席)

議長 (山本会長)

よって、議案第1号『農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する可否の決定について』は、『可』とすることに決定いたしました。

○議案第2号『農地法第5条許可処分の取消願出に対する意見の決定について』

議長 (山本会長)

次に、議案第2号『農地法第5条許可処分の取消願出に対する意見の決定について』を議題いたします。事務局より提案理由及び内容の説明を求めます。

事務局 (古川主事)

(提案理由朗読後、内容説明)

議案の6ページをお開きください。今月の申請は1件になります。

申請番号1、松尾寄木第1地割540-6、畑、596㎡です。

転用の目的は、一般住宅の増築と車庫・物置の新築で、転用許可申請がされた案件でございます。転用許可年月日は、平成9年4月22日付け、盛地農第5-12号にて許可されております。取消しに係る理由は、諸事情により転用計画を実行できないまま20年以上が経過し、今後も計画を実施する見込みがないため取消をしたいとのことであります。

以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 (山本会長)

以上で、説明が終わりました。これより、議案第2号の質疑・討論を行います。質疑・討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 (山本会長)

「なし」と認め、質疑・討論を終わります。これより、議案第2号を採決いたします。この案件について、願出のとおり『可』と意見を決定することに賛成の方は、起立願います。

(全員起立)

議長（山本会長）

起立全員です。着席願います。

（全員着席）

議長（山本会長）

よって、議案第2号『農地法第5条許可処分の取消願出に対する意見の決定について』は、『可』として県知事に意見を送付することに決定いたしました。

○議案第3号『農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見の決定について』

議長（山本会長）

次に、議案第3号『農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見の決定について』を議題といたします。事務局より提案理由及び内容の説明を求めます。

事務局（古川主事）

（提案理由朗読後、内容説明）

議案の8ページをお開きください。今月の申請は3件になります。

申請番号1、平館第7地割276-1、田、392㎡です。転用の目的は、売買による一般住宅の建築となっております。内容は、一般住宅、駐車場、通路等となっております。

申請番号2、大更第18地割53-1、畑、439㎡です。転用の目的は、売買による一般住宅の建築となっております。内容は、一般住宅、駐車場、庭、雪捨て場等となっております。

申請番号3、平館第26地割47-1、田、733㎡を含む8筆、7,970㎡です。転用の目的は、売買による園庭の敷設となっております。内容は、車庫、駐車場、園庭が計画されております。

関係資料の2ページをご覧ください。

各申請地の農地区分ですが、申請番号1は、10ha以上の一団の農地で第1種農地と判断されます。例外規定ですが、集落接続に該当することが確認されております。

申請番号2と申請番号3ですが、都市計画法上の用途指定地域に該当することから第3種農地となり、第3種農地は原則許可となっております。

以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（山本会長）

以上で説明が終わりました。次に、現地調査結果の報告を議席番号9番 菊田健生 委員にお願いいたします。

9番（菊田委員）

9番の菊田健生です。

申請番号1番ですが、位置は、平館小学校から北へ約200mの地点です。転用の目的は、売買による一般住宅の建設です。現況は、田で自己保全管理されておりました。申請土地は、親族の所有する農地で、売買の同意を得られたため選定したとのことでした。申請地の農地区分は、10ha以上

の一団の農地で第1種農地と判断されますが、例外規定においては、集落に接続して建設されることが確認されております。

申請番号2番ですが、位置は、大更小学校から南西へ約700mの地点です。転用の目的は、売買による一般住宅の建設です。現況は、畑で自己保全管理されておりました。申請土地は、妻の実家の近くで、土地購入費が安いとため、選定したとのことでした。申請地は、都市計画法上の用途地域内にある農地で、第3種農地と判断され、第3種農地は、原則許可となっております。

申請番号3番ですが、位置は、平舘高等学校から北東へ約500mの地点です。転用の目的は、売買による園庭の敷設です。現況は、田で自己保全管理されておりました。申請土地は、申請法人の理事長が所有する農地で、保育園に隣接し、広い面積を確保できることから選定したとのことでした。申請地は、都市計画法上の用途地域内にある農地で、第3種農地と判断され、第3種農地は、原則許可となっております。

いずれの農地も、農地の集団化、農作業の効率化、農業上の効率的かつ総合的な利用、土地改良施設の機能などに支障を及ぼすものではないことから、許可相当と判断してまいりました。以上です。

議長（山本会長）

以上で、現地調査結果の報告が終わりました。これより、議案第3号の質疑・討論を行います。質疑・討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（山本会長）

なしと認め、質疑・討論を終わります。これより、議案第3号を採決いたします。この案件について、『許可相当』と意見を決定することに賛成の方は、起立願います。

（全員起立）

議長（山本会長）

起立全員です。着席願います。

（全員着席）

議長（山本会長）

よって、議案第3号『農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見の決定について』は、『許可相当』として県知事に意見を送付することに決定いたしました。

○議案第4号『農地法の適用外証明願に対する可否の決定について』

議長（山本会長）

次に、議案第4号『農地法の適用外証明願に対する可否の決定について』を議題といたします。事務局より提案理由及び内容の説明を求めます。

事務局（古川主事）

（提案理由朗読後、内容説明）

議案の10ページをお開きください。今月の申請は3件になります。関係資料2ページにあります申請一覧表につきましても、あわせてご確認をお願いいたします。

申請番号1、荒木田第3地割45-87、畑、1,091㎡です。現況は、雑木が生い茂り、山林化しておりました。

申請番号2、瀬ノ沢49-2、畑、344㎡を含む3筆、3,645㎡です。現況は、雑木が生い茂り、山林化しておりました。

申請番号3、松尾寄木第1地割540-6、596㎡です。こちらは、先ほどの議案第2号にてご審議いただいた、農地法第5条許可処分の取消願に関する案件でございます。申請地は、平成9年に転用許可を受けたものの、転用計画は実施されず、住宅に隣接していたため、庭として利用されていたとのことで、宅地化しておりました。

以上、ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

議長（山本会長）

以上で説明が終わりました。次に、現地調査結果の報告を議席番号9番 菊田健生 委員にお願いいたします。

9番（高橋委員）

9番の菊田健生です。

申請番号1番ですが、位置は、八幡平市役所から北東へ約2.2kmの地点です。現況は、雑木が生い茂り山林化しておりました。申請地は、急勾配で農作業機械が入れず、昭和37年頃から山林化してしまったとのことでした。

申請番号2番ですが、位置は、JR田山駅から北西へ約3.6kmと4kmの地点に点在しております。現況は、雑木が生い茂り山林化しておりました。申請地は、立地条件が悪く不耕作となり、平成元年頃から山林化してしまったとのことでした。

申請番号3番ですが、位置は、柏台小学校から南へ約1.5kmの地点です。現況は、隣接する住宅の庭や駐車場として利用されており、宅地化しておりました。申請地は、隣接する住宅の増築と、車庫や物置の新築をするために、農地法5条の転用許可を受け購入しましたが、その後、着工することなく駐車場や庭として利用するようになり、平成9年頃から宅地化してしまったとのことでした。

いずれの農地も、非農地化され20年以上経過し、農地へ復元不可能であり、農地法第2条に該当する農地ではないものと認められることから許可相当と判断してまいりました。以上です。

議長（山本会長）

以上で、現地調査結果の報告が終わりました。これより、議案第4号の質疑・討論を行います。質疑・討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

議長(山本会長)

「なし」と認め、質疑・討論を終わります。これより、議案第4号を採決します。この案件について、証明願のとおり『可』と決定することに賛成の方は、起立願います。

(全員起立)

議長(山本会長)

起立全員です。着席願います。

(全員着席)

議長(山本会長)

よって、議案第4号『農地法の適用外証明願に対する可否の決定について』は、『可』とすることに決定いたしました。

○議案第5号『農用地利用集積計画の決定について』

議長(山本会長)

次に、議案第5号『農用地利用集積計画の決定について』を議題といたします。事務局より提案理由及び内容の説明を求めます。

事務局(高橋主事)

(提案理由朗読後、内容説明)

議案の12ページをご覧ください。今月の申請は、7件となっております。

初めに、所有権の移転です。

申請番号1、大更第26地割191-2、田、1,481㎡を含む3筆、6,910㎡です。

申請番号2、帷子第17地割17-15、田、1,905㎡です。

次に、中間管理事業へ賃貸借権の設定です。

申請番号3、平館第20地割72、田、470㎡を含む6筆、1,703㎡です。

申請番号4、晴山64、田、1,516㎡を含む4筆、7,156㎡です。

申請番号5、平館第12地割117、田、696㎡を含む12筆 9,875㎡です。

次に、中間管理事業へ使用貸借権の設定です。

申請番号6、下の田61-1、田、1,475㎡を含む3筆、2,860㎡です。

最後に、中間管理事業を活用した所有権移転です。

申請番号7、平館第30地割103、畑、65㎡を含む3筆、1,310㎡です。

なお、申請番号3・4・6については、次に説明する議案第6号の配分計画案と付随することを

申し添えます。また、申請番号5については一時貸付となり3年後の令和5年中に、所有権移転が行われる予定であることを申し添えます。申請番号5・7については、令和2年7月総会でご審議していただきました岩手県農業公社へ所有権移転した農地を新たに、担い手へ貸し借りを結ぶ申請となります。申請地の明細については14ページの申請筆別明細をご覧ください。

今回の計画要請の内容は、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（山本会長）

以上で、説明が終わりました。これより、議案第5号の質疑・討論を行います。質疑・討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（山本会長）

ないようですので「なし」と認め、質疑・討論を終わります。これより、議案第5号を採決いたします。この案件について、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（全員起立）

議長（山本会長）

起立全員です。着席願います。

（全員着席）

議長（山本会長）

よって、議案第5号『農用地利用集積計画の決定について』は、原案のとおり決定いたしました。

○議案第6号『農地中間管理事業に伴う農用地利用配分計画案の作成に対する意見の決定について』

議長（山本会長）

次に、議案第6号『農地中間管理事業に伴う農用地利用配分計画案の作成に対する意見の決定について』を議題といたします。事務局より提案理由及び内容の説明を求めます。

事務局（高橋主事）

（提案理由朗読後、内容説明）

議案16ページをご覧ください。八幡平市長より農用地利用配分計画案の策定について、意見を求められた案件は3件です。なお計画案の農地については、今回の総会において、農業経営基盤強化促進法により中間管理機構へ利用集積された農地及び農用地利用集積計画の内容変更申出のあった農地です。

申請番号1、平館第20地割72、田、470㎡を含む6筆、1,703㎡です。

申請番号2、晴山64、田、1,516㎡を含む7筆、10,016㎡です。

申請番号3、田頭第28地割97-1、田、2,249㎡を含む2筆、4,010㎡です。

なお、申請番号1・2については、先ほど説明しました議案第5号の利用集積計画と付随することを申し添えます。

また、申請番号3については、前担い手からの変更契約となることも併せて申し添えます。

今回の計画案につきましても、各地区の「人・農地プラン」に位置付けられた中心経営体へ配分するものであり、配分される者の経営状況についても、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

以上、ご審議のほどよろしく申し上げます。

議長（山本会長）

以上で、説明が終わりました。これより、議案第6号の質疑・討論を行います。質疑・討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（山本会長）

「なし」と認め、質疑・討論を終わります。これより、議案第6号を採決いたします。この案件について、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（全員起立）

議長（山本会長）

起立全員です。着席願います。

（全員着席）

議長（山本会長）

よって、議案第6号『農地中間管理事業に伴う農用地利用配分計画案の作成に対する意見の決定について』は、原案のとおり決定いたしました。

6 閉会（14時10分）

議長（山本会長）

本件をもちまして、本日の総会に付議されました議案の審議は全て終了しました。熱心にご審議いただきまして、ありがとうございました。

以上をもちまして、令和2年度第6回八幡平市農業委員会総会を閉会といたします。

ご協力ありがとうございました。

事務局（遠藤事務局長）

ご起立願います。

それでは、相互に礼をお願いいたします。「礼」。

大変ご苦勞様でした。ありがとうございました。

八幡平市農業委員会会議規則第31条第2項の規定によりここに署名する。

令和2年10月23日

会 長 \_\_\_\_\_

17 番 委 員 \_\_\_\_\_

18 番 委 員 \_\_\_\_\_

# 令和2年度

## 第6回八幡平市農業委員会総会

日 時 令和2年9月25日（金）午後1時30分～  
場 所 八幡平市役所ホール棟大ホール

### 次 第

- 1 開 会
- 2 議事録署名人の選任
- 3 会期の決定
- 4 報 告
  - (1) 第6回運営委員会報告
  - (2) 農地法等に関する業務報告
- 5 議 事
  - 議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する可否の決定について
  - 議案第2号 農地法第5条許可処分の取消願出に対する意見の決定について
  - 議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見の決定について
  - 議案第4号 農地法の適用外証明願に対する可否の決定について
  - 議案第5号 農用地利用集積計画の決定について
  - 議案第6号 農地中間管理事業に伴う農用地利用配分計画案の作成に対する意見の決定について
- 6 閉 会